

会報

2023年9月号

今回のテーマは「**相続にまつわる様々な課題**」です。

人は50歳を超えたあたりから、自分の両親からの相続が発生します。また、その後、自分から子供たちへの相続も発生します。この2つの相続のどちらにおいても、家族間のトラブルを避けることと、早くから節税対策を打つことが大切です。

こういった問題に適切に対処するための前提として、相続にまつわる課題の有無をチェックすることから始めましょう。次のチェックリストに従って、ご自身に当てはまるものがいくつあるか確認してみましょう。

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。



法定相続人間で遺産分割協議書が成立させられるか不安がある。	
遺言書を作成したいが具体的にどうすればよいか分からない。	
特定の法定相続人に財産の全てを遺したい。	
法定相続人以外の人に財産を残したい。	
子供がいないが、相続はどうすればよいか考えがまとまらない。	
事業を円滑に後継者に承継させたい。	
祖父から父への相続のときの不動産登記が残ったままになっているが、登記義務化にどう対処すればよいか。	

相続税が発生するのか知っておきたい。	
相続財産が不動産ばかりで分けにくい。	
なるべく相続税の負担を抑えたい。	
相続税が発生するが、現預金が少なく、税の支払いをどうすれば良いかわからない。	
生前贈与をどのようにすれば良いかが分からない。	
相続手続きで相続人が困らないようにしておきたい。	
認知症になったら銀行預金も降ろせなくなるが、病院や施設の入所費用はどうすればよいか。	

該当するものが1つ以上ある場合には、そろそろ専門家に相談してみることを考えましょう。
 該当するものが3つ以上ある場合には、すぐに相談をしましょう。
 早くから対策を打つことにより、格段に効果を上げることができます。
 当事務所では、この会報のお届け先さまからのご相談には無料で応じています。
 どうぞ、お気軽にご相談ください。